

川崎市立高津中学校 図書館利用規定(抄)

1 開館日

毎週月曜日より金曜日までとする。

2 閲 覧

すべて自由開架式閲覧とし、できるだけ簡単で効率的な方法で行えるようにする。

(1) 館内閲覧

①授業時間中の閲覧利用

教科担任の先生の指導のもとに利用する。

②授業時間外の閲覧利用

○昼休み

(2) 館外閲覧

①貸出は生徒1人2冊、ただし禁帯出の図書、雑誌、漫画は貸出をしない。

②貸出期間

○2週間

③貸出期間は正しく守り、また貸しはしない。

④いかなる場合でも図書委員に無断で図書を持ち出すことは禁止する。

⑤貸出および返却の際には、必ず、学年・氏名を図書委員に伝える。図書委員はパソコンで図書の管理を行う。

⑥図書紛失の際は直ちに図書室担当の先生、担任の先生または図書委員に届け出る。

⑦貸出規定を守らない者は貸出を禁止することがある。